

議案第3号

特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給に係る協議を了承することについて

令和6年1月25日提出 岩手県人事委員会 委員長 渡辺 正和

第1 趣旨

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）第11条の17第3項、第4項及び第5項第4号の規定に基づき、令和6年能登半島地震の被災地に派遣された職員が現地で行う作業を災害応急作業等手当の支給対象とすることについて岩手県知事から協議があったので、別紙のとおり了承しようとするものである。

第2 適用年月日

令和6年1月1日から適用すること。

人 委 職 第 号

令和 6 年 1 月 日

岩手県知事 様

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

特殊勤務手当（災害応急作業等手当）の支給に係る協議について
令和 6 年 1 月 24 日付け人第 623 号で協議のあった標記については、これを了承します。